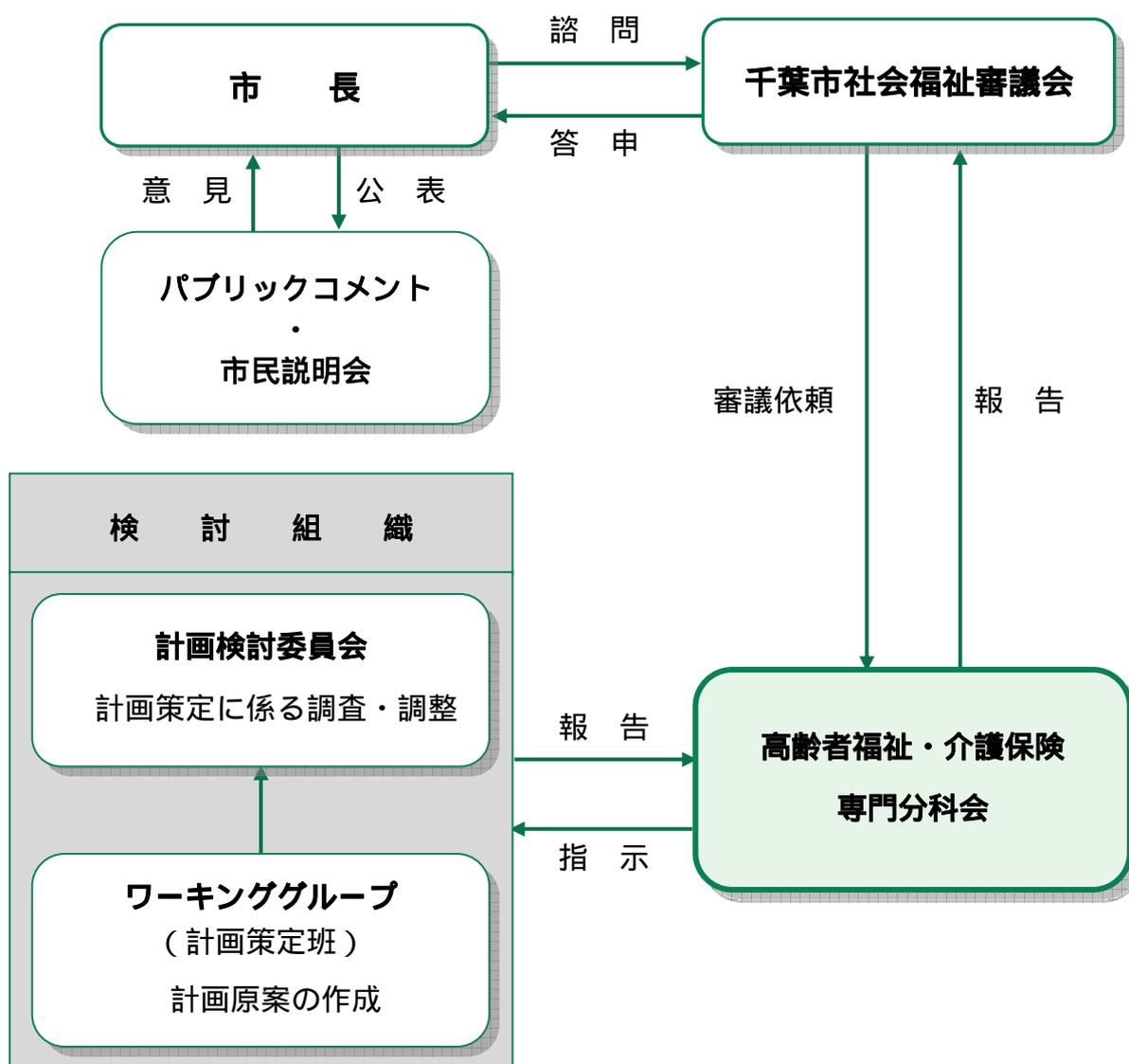


# 付属資料



## 1 高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）の策定体制

計画の策定は、千葉市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会において審議にあたりました。また、庁内検討組織として計画検討委員会、計画策定班を設置しました。



## 2 高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）の策定経過

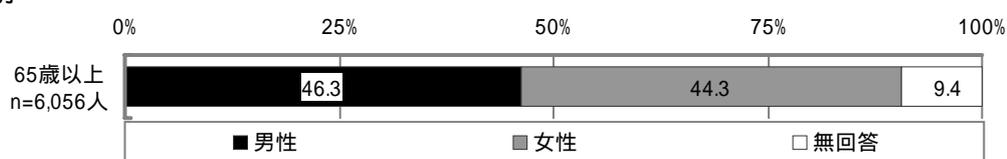
月 日	会議等	事 項
平成 23 年 7 月 1 日	第 1 回高齢者福祉・介護保険 専門分科会	千葉県高齢者保健福祉推進計画の策定について 現計画の進捗状況について 介護保険法等の一部を改正する法律の概要について 高齢者福祉と介護保険に関する調査結果について 協議事項について
11 月 1 日	第 2 回高齢者福祉・介護保険 専門分科会	次期高齢者保健福祉推進計画の骨子案について 介護保険事業計画関係について （介護保険のサービス量、給付費等の見込み他） 日常生活圏域について あんしんケアセンターについて（報告）
11 月 22 日	第 3 回高齢者福祉・介護保険 専門分科会	介護保険事業計画関係について （保険料の設定等） 次期高齢者保健福祉推進計画の素案について （第 3 章～第 7 章）
12 月 21 日	第 4 回高齢者福祉・介護保険 専門分科会	次期高齢者保健福祉推進計画の原案について 今後のスケジュールについて
平成 24 年 1 月 16 日 ～ 2 月 15 日		パブリックコメントの実施
2 月 4 日 ～ 2 月 12 日		市民説明会（12 か所で実施）
3 月 22 日	第 5 回高齢者福祉・介護保険 専門分科会	次期高齢者保健福祉推進計画の最終案について

### 3 高齢者福祉と介護保険に関する調査結果概要

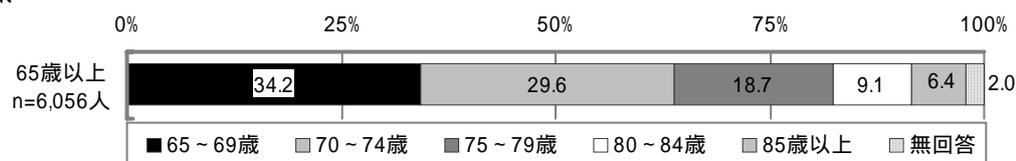
#### (1) 65歳以上高齢者調査

目的	要介護リスクやニーズ等の把握			
対象	1圏域ごと900人を無作為抽出。合計12圏域。	配付数	回収数	回収率
		10,800人	6,056人	56.1%
方法	郵送による配付・回収			
期間	平成22年12月21日～平成23年1月14日			

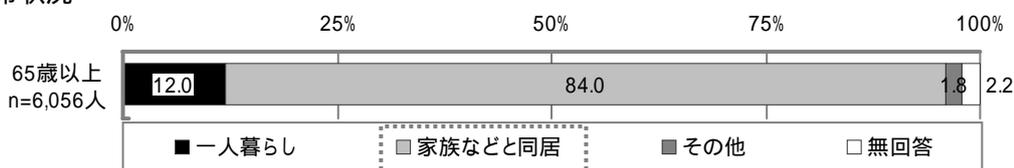
#### 性別



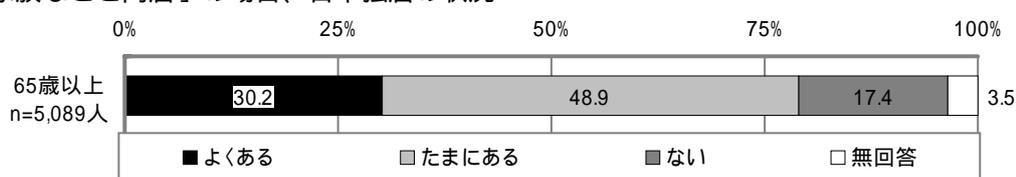
#### 年齢



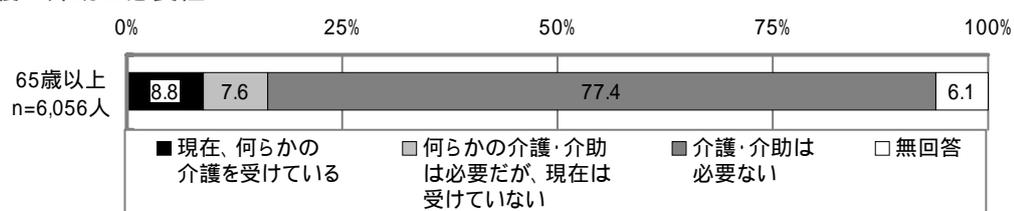
#### 世帯状況



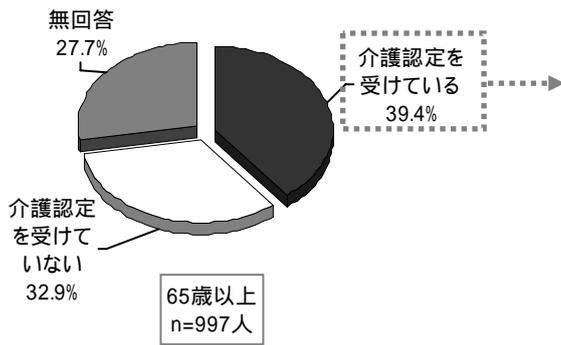
#### 「家族など同居」の場合、日中独居の状況



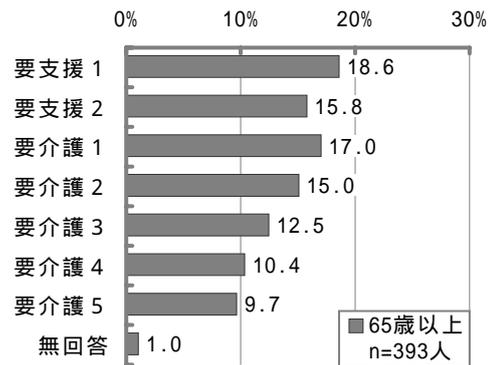
#### 介護・介助の必要性



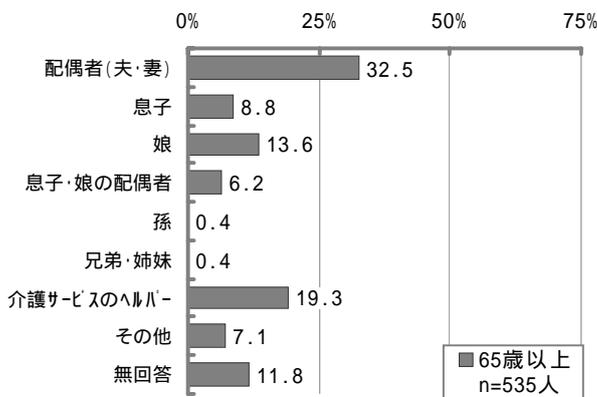
要介護認定について



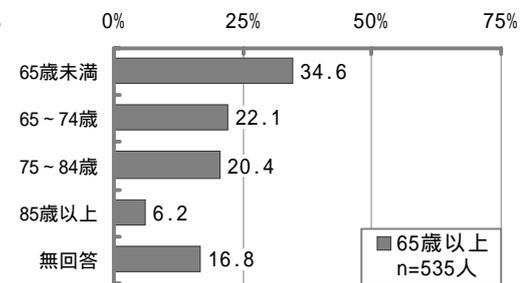
要介護度



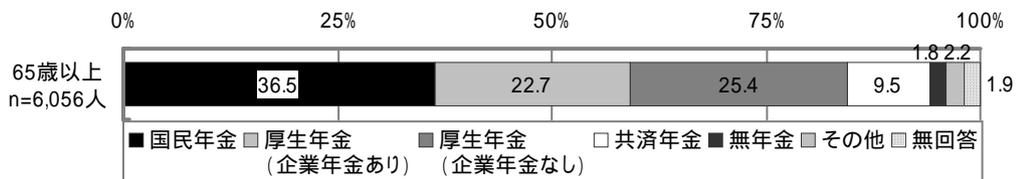
主な介護・介助者



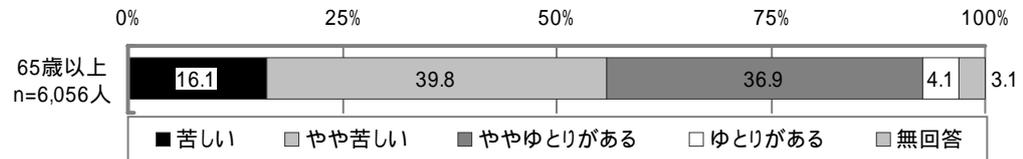
主な介護・介助者の年齢



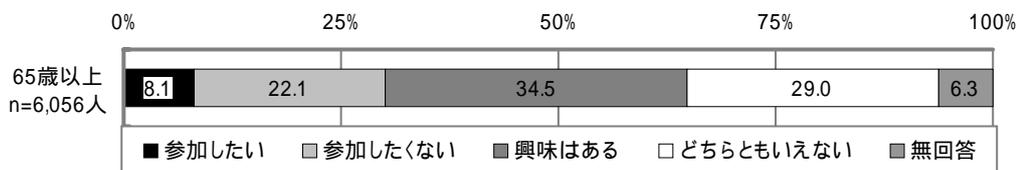
年金の種類



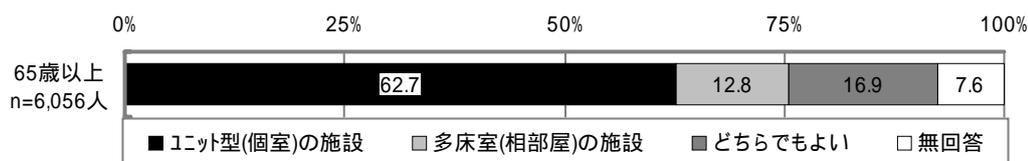
暮らしの状況



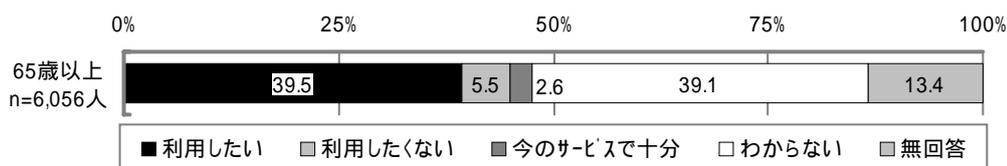
介護支援ボランティア(制度について)



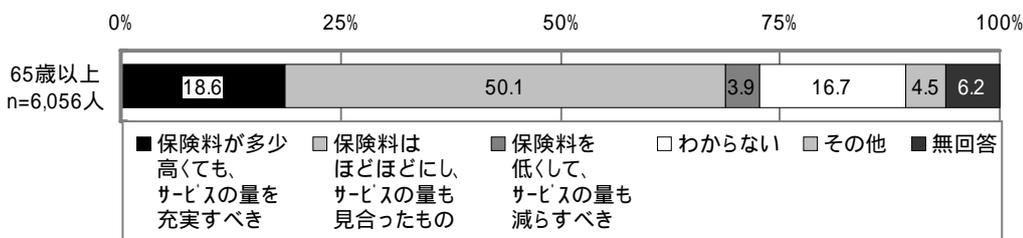
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所する場合に希望する施設形態



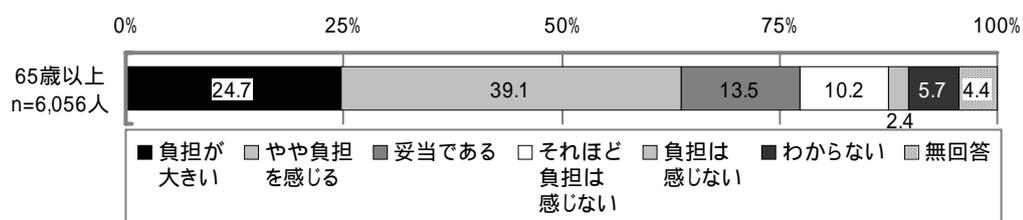
夜間対応型訪問介護サービスの利用意向



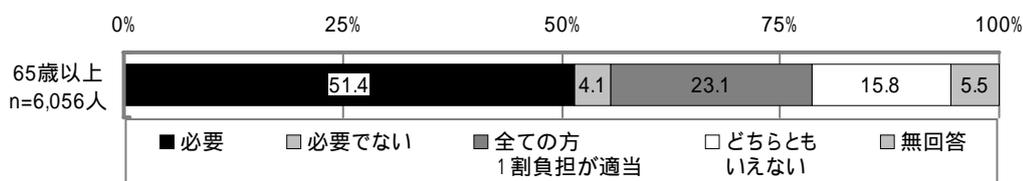
介護保険料と介護保険サービスのあり方について



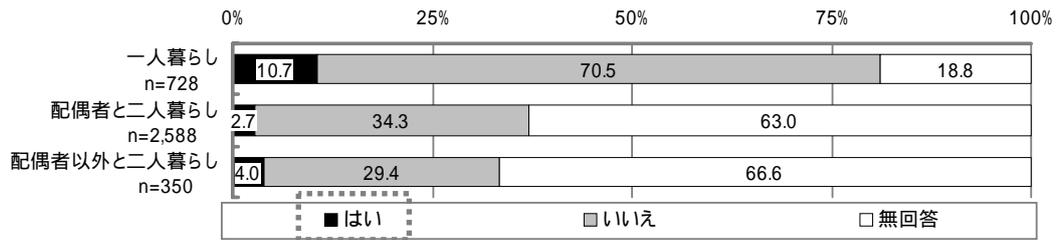
現在の介護保険料の負担感



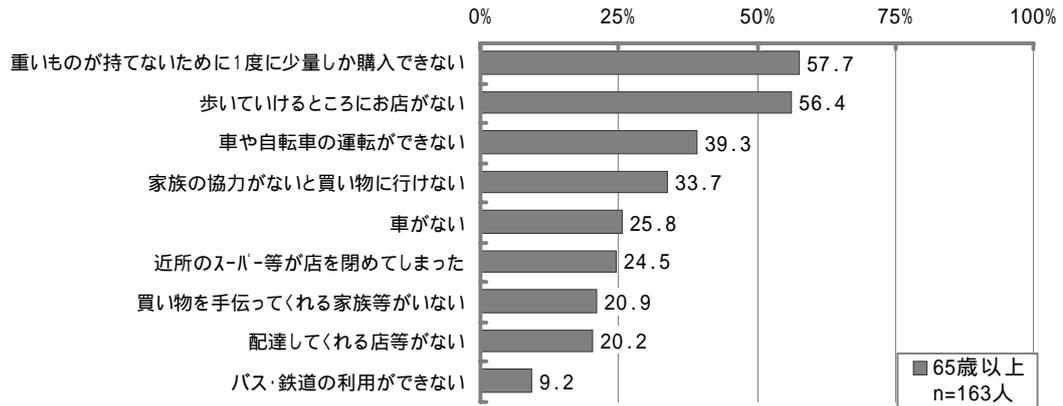
千葉市独自の介護保険利用料の減免制度について



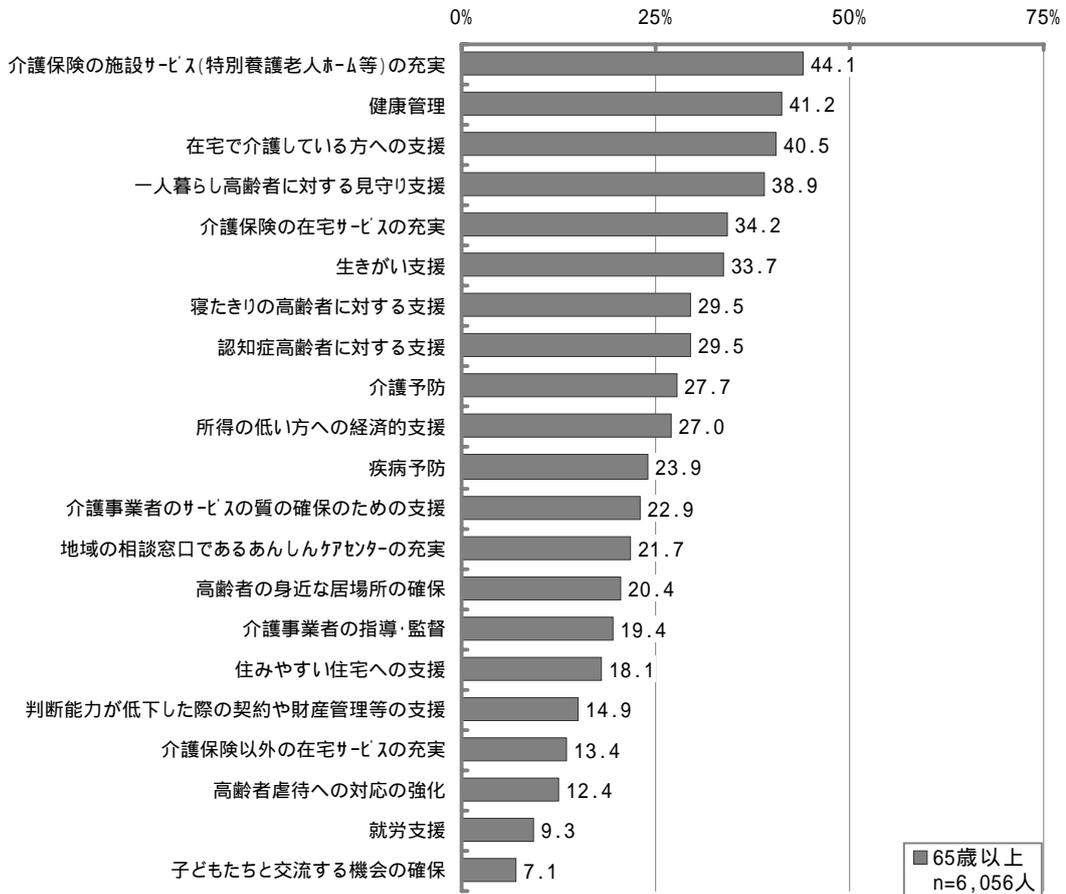
日常生活の買い物に困っている



買い物に困っている内容



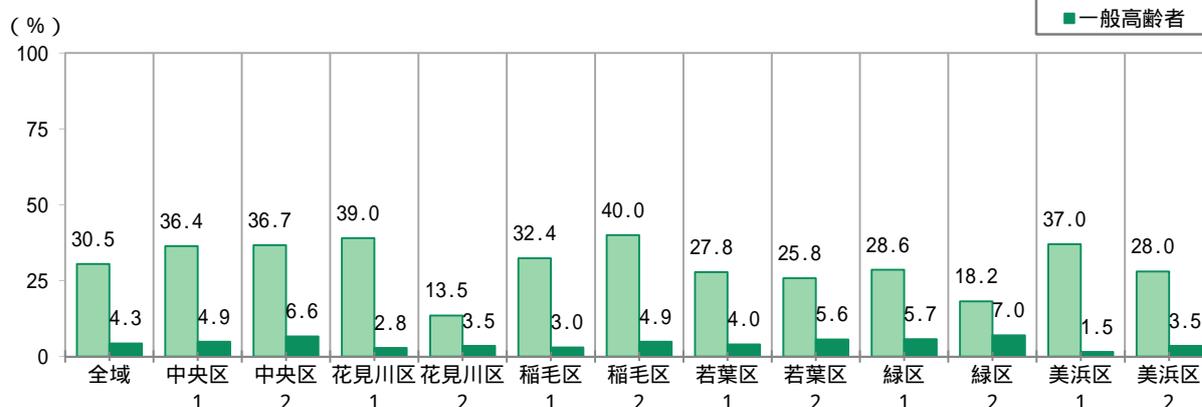
今後力を入れてほしいと思う高齢者保健福祉施策



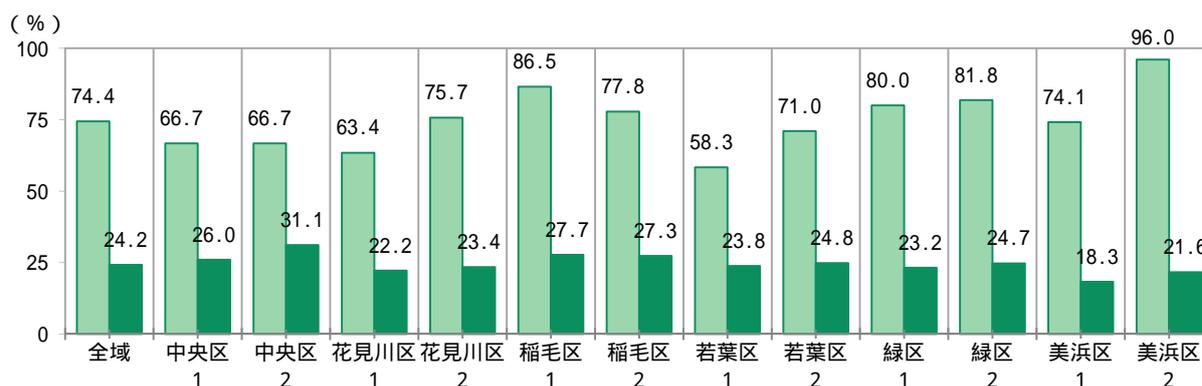
要介護リスク

要介護リスク	内容
閉じこもりリスク	閉じこもりはうつ・認知症につながり、状態の悪化の要因にもなります。また、閉じこもりは低栄養、口腔機能低下、運動機能低下の背景にもなります。
転倒リスク	転倒による骨折で寝たきりになったり、転倒することが怖くて外出を控えたりして閉じこもりになり、認知症につながるおそれがあります。
口腔機能リスク	そしゃく（噛み砕く）嚥下（飲み込む）だ液の分泌などの口腔機能が低下すると、食べ物の種類が制限され、免疫力の低下から病気にかかりやすくなるおそれがあります。
認知機能障害	認知症高齢者が増加していることから、認知症が疑われる項目を判定し、発見・予防につなげます。
生活機能（手段的自立度）の低下	活動的な日常生活を送るための動作能力の低下を判定します。
生活機能（知的能動性）の低下	余暇や創作などの積極的な知的活動能力の低下を判定します。
生活機能（社会的役割）の低下	地域で社会的な役割を果たす能力の低下を判定します。
うつリスク	うつの傾向があると、活動性や意欲が低下し、身体的な不調を訴えることも出てきます。閉じこもり、認知症と関連し、状態の悪化につながるおそれがあります。

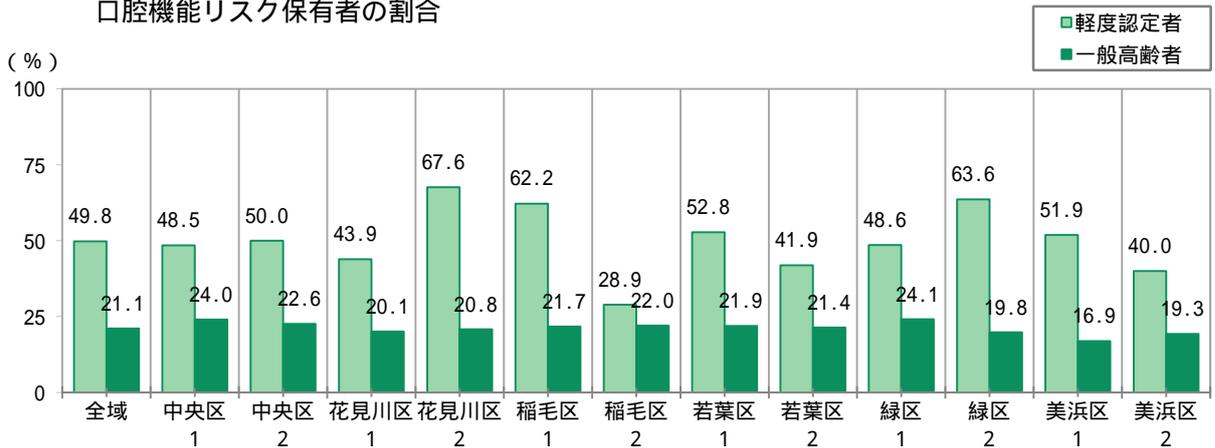
閉じこもりリスク保有者の割合



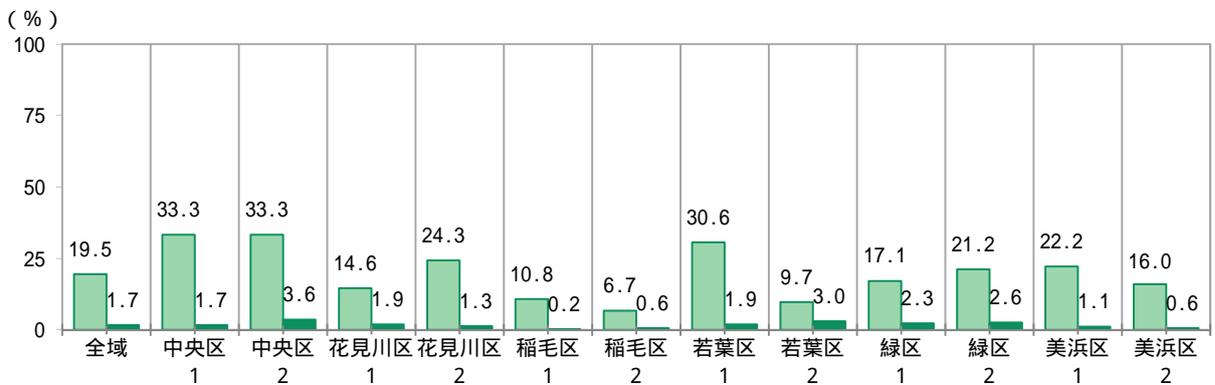
転倒リスク保有者の割合



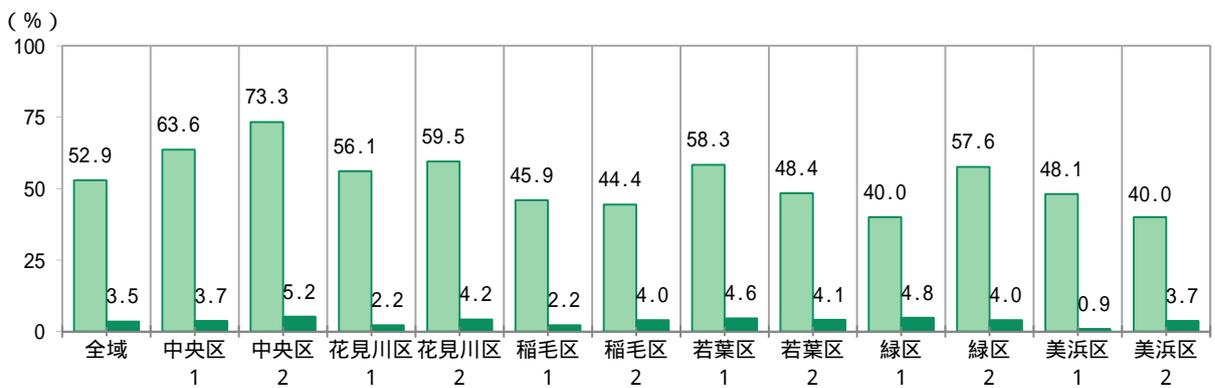
口腔機能リスク保有者の割合



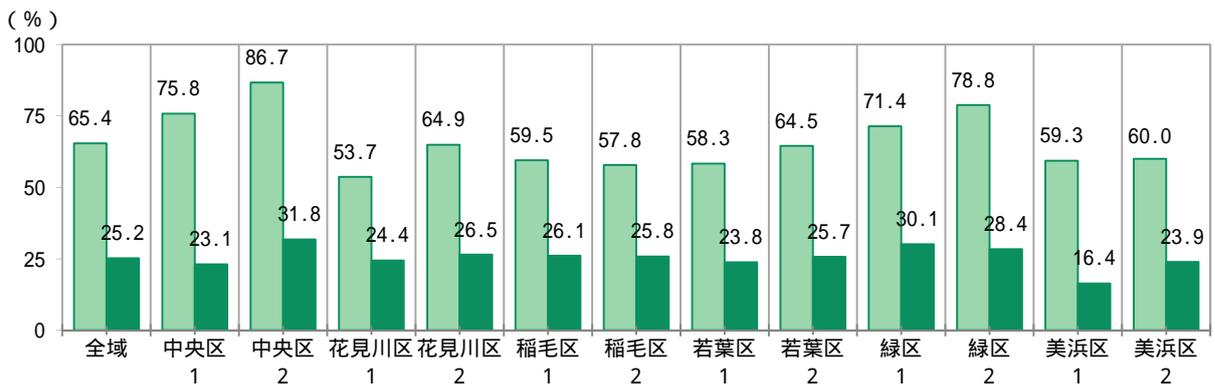
認知機能障害保有者の割合



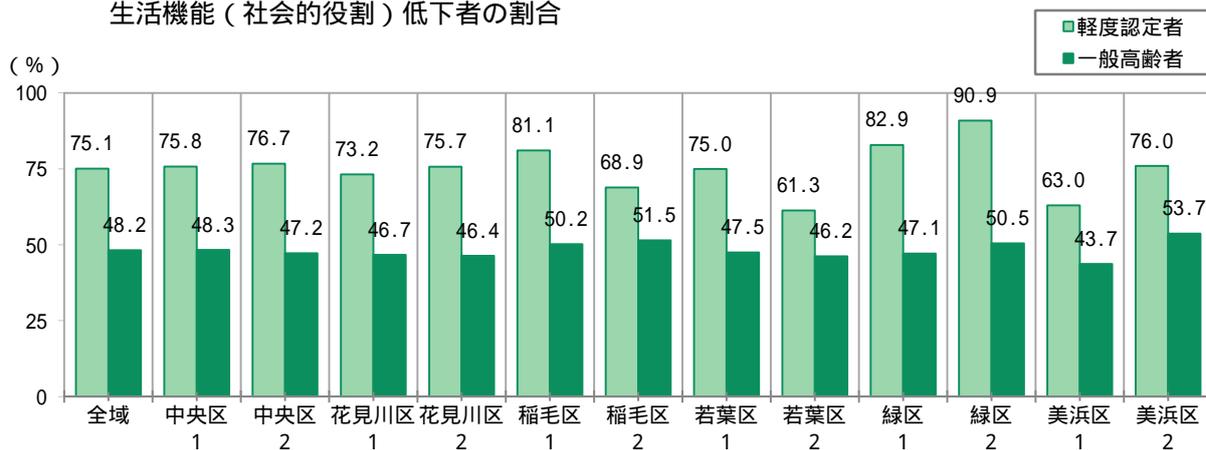
生活機能（手段的自立度）低下者の割合



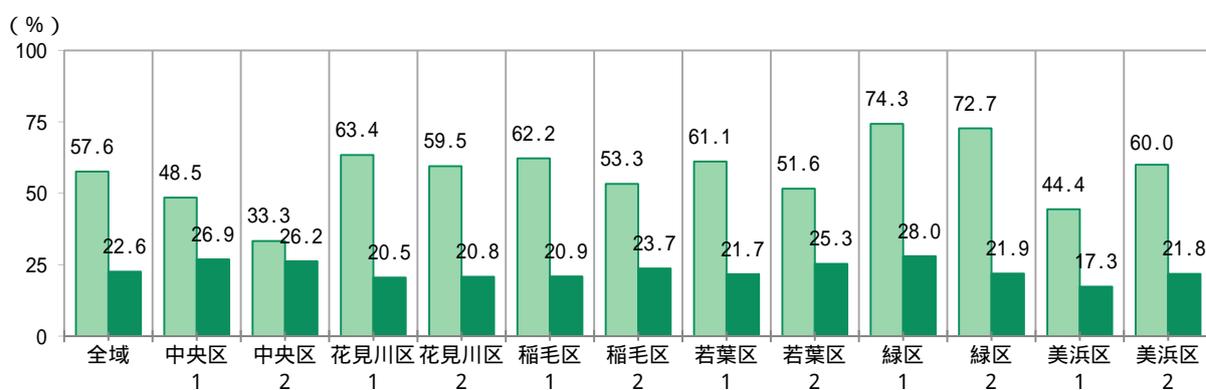
生活機能（知的能動性）低下者の割合



生活機能（社会的役割）低下者の割合



うつリスク保有者の割合

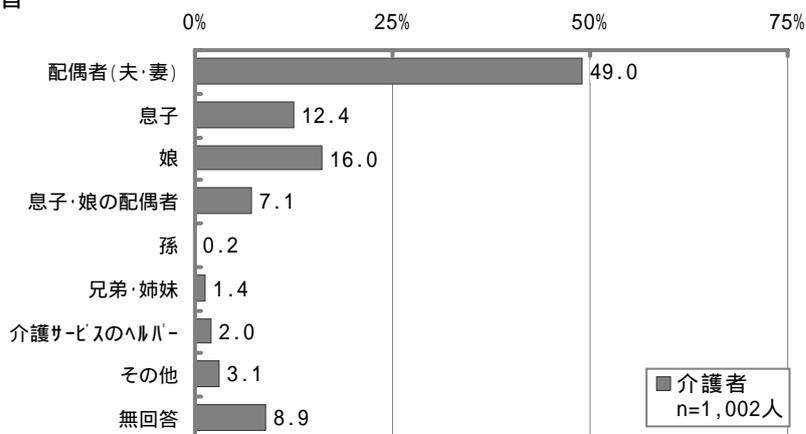


(2) 介護者調査

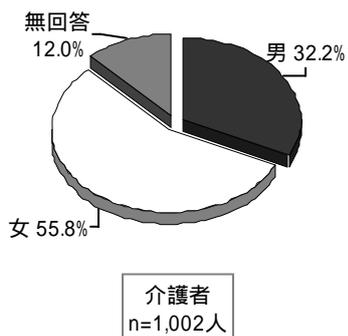
目的	介護者の意識やニーズ等の把握		
対象	65歳以上高齢者調査に調査票を同封。	配付数	回収数
		10,800人	1,002人
方法	郵送による配付・回収		
期間	平成22年12月21日～平成23年1月14日		

注：介護者用調査票は、65歳以上高齢者用調査票に同封し、「家に介護が必要な方がいる方で、その方をお世話している方（介護者）」に回答を依頼

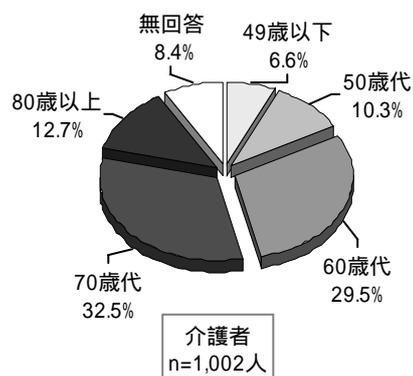
主な介護者



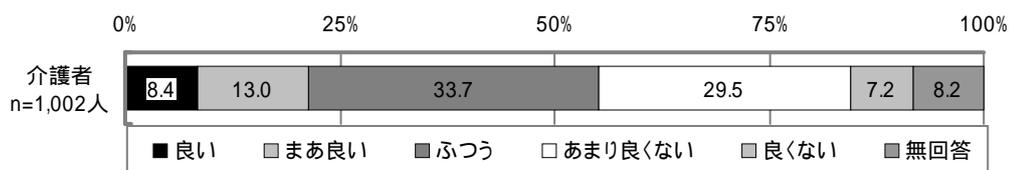
主な介護者の性別



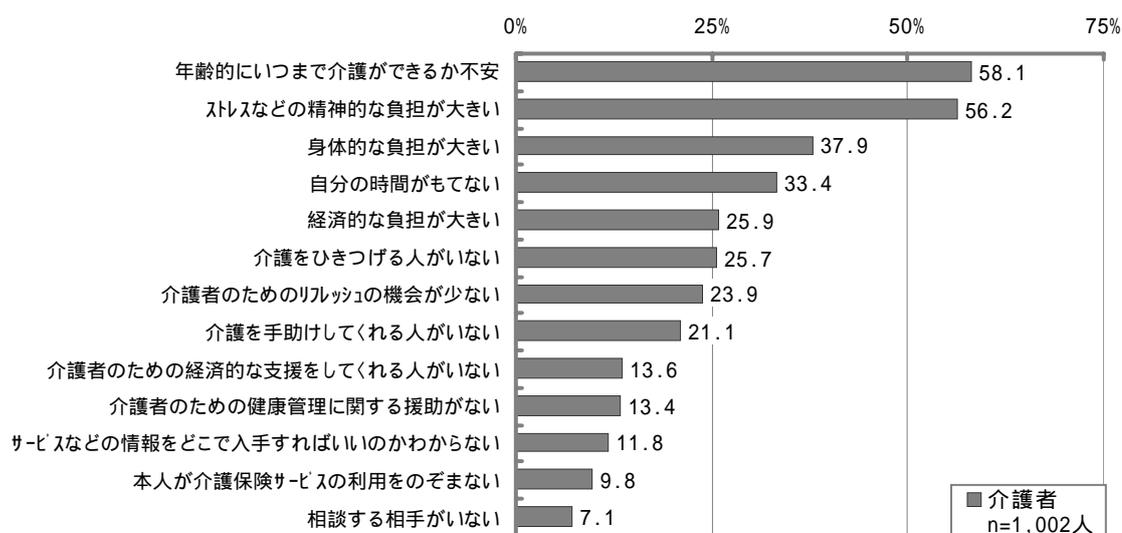
主な介護者の年齢



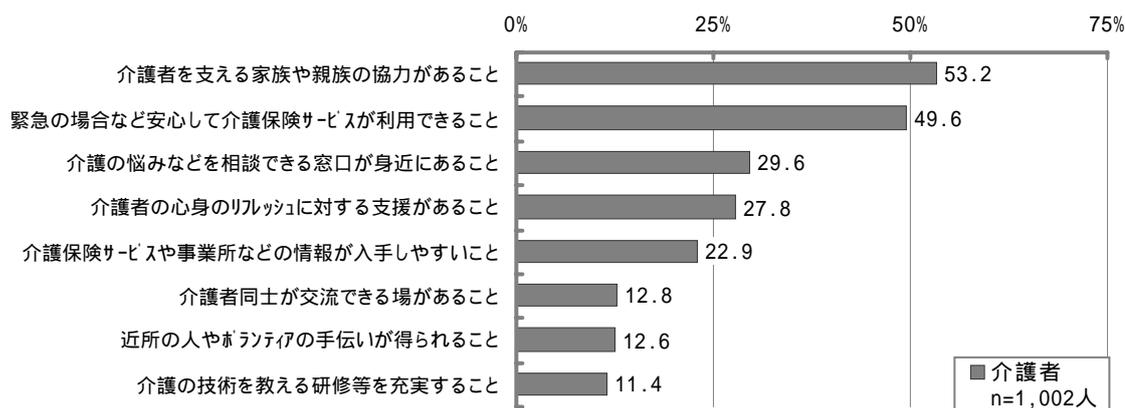
介護者の健康状態



### 介護するうえで困っていること



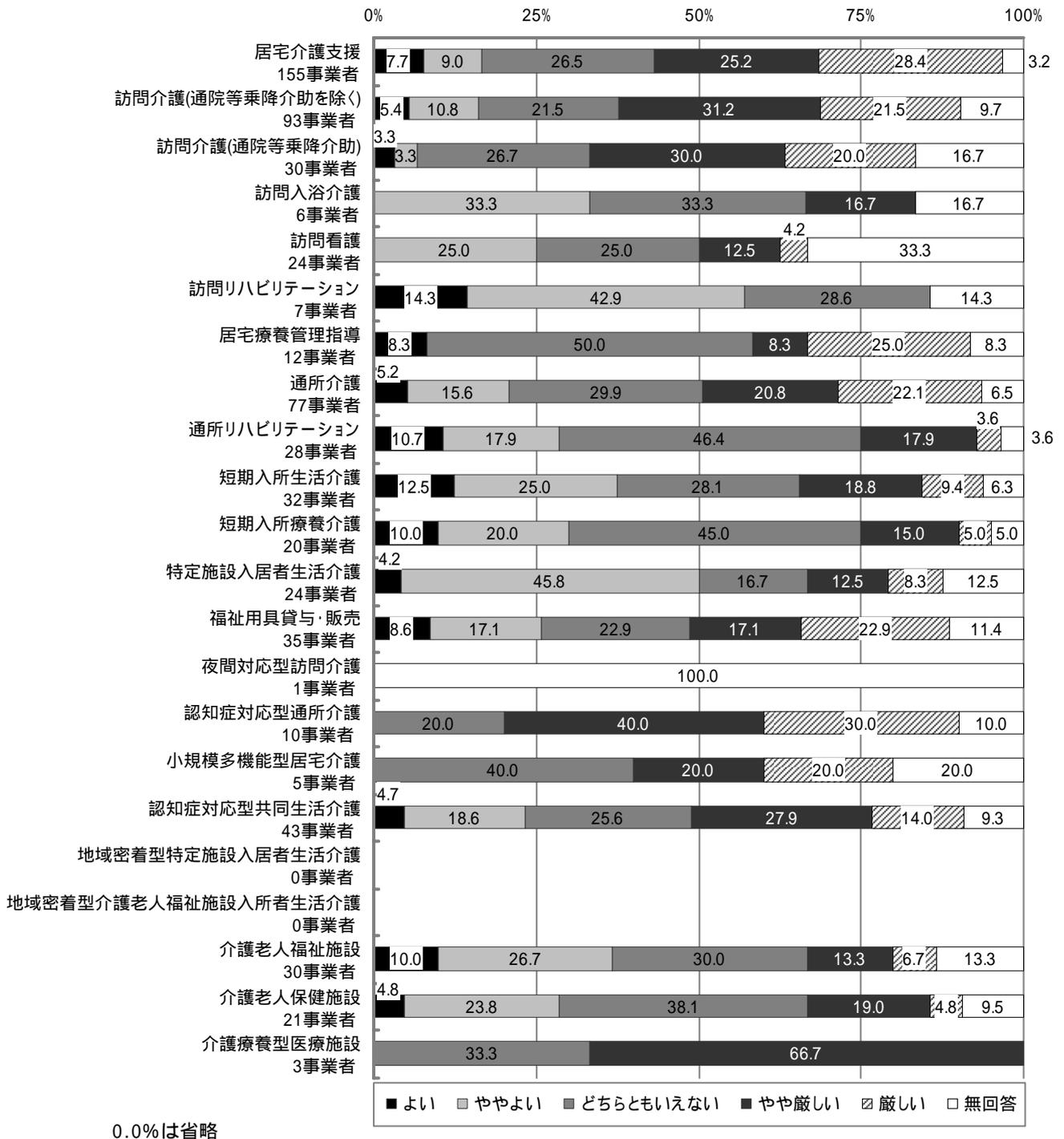
### 在宅での介護を続けるために必要なこと



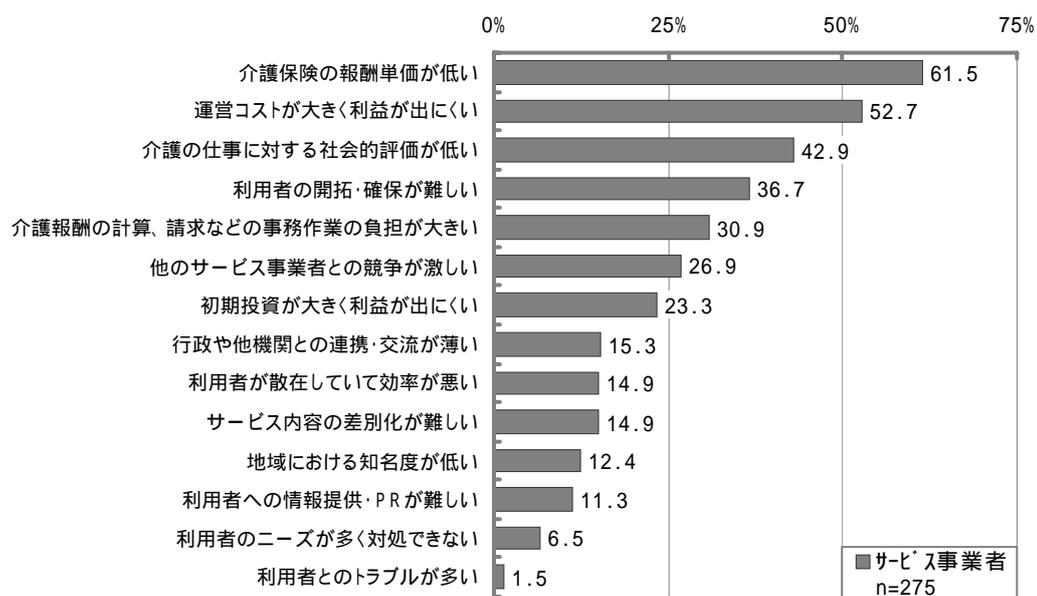
(3) サービス事業者調査

目的	増加するサービスの供給量や参入意向等の把握			
対象	本市をサービス提供エリアとしている法人。	配付数	回収数	回収率
		395 法人	275 法人	69.6%
方法	郵送による配付・回収			
期間	平成 22 年 12 月 21 日～平成 23 年 1 月 14 日			

介護サービス事業の経営状況



経営における問題点



## 4 千葉市社会福祉審議会条例

平成12年千葉市条例第10号

(設置)

第1条 本市は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項及び第12条第1項の規定に基づき、社会福祉に関する事項(精神障害者福祉に関する事項を除く。)を調査審議するため、千葉市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員50人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 社会福祉事業に従事する者
- (3) 学識経験者

(任期)

第4条 審議会の委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 審議会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 法第11条第2項及び第12条第2項の規定に基づき、審議会に民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会、高齢者福祉・介護保険専門分科会及び地域福祉専門分科会並びに児童福祉専門分科会を置く。

- 2 身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設ける。
- 3 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく地域包括支援センター及び地域密着型サービス等の運営に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉・介護保険専門分科会にあんしんケアセンター等運営部会を設ける。

4 児童の処遇に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会に処遇検討部会を設ける。

5 第1項から第4項に定めるもののほか、専門分科会に関し必要な事項は、別に定める。  
(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 千葉市社会福祉審議会の調査審議の特例に関する条例(平成4年千葉市条例第11号)は、廃止する。

附 則(平成12年9月21日条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月23日条例第35号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

## 5 千葉市社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市社会福祉審議会条例(平成12年千葉市条例第10号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、千葉市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 条例第7条第1項に規定する専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

第3条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号。以下「令」という。)第2条第1項の規定に基づき、委員長が指名する。

2 前条第2項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員及び臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する前条第2項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、同条第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(専門分科会の議事)

第4条 専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、民生委員審査専門分科会を除く専門分科会にあっては、重要又は異例な事項についてはこの限りでない。

2 専門分科会の招集、議事の定員数及び表決数については、審議会の例による。

(部会)

第5条 条例第7条第2項に規定する審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、令第3条第2項の規定に基づき、委員長が指名する。

2 条例第7条第3項に規定するあんしんケアセンター等運営部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 条例第7条第4項に規定する処遇検討部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

4 各部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

(部会の議事)

第6条 審議会は、次の各号に掲げる諮問を受けたときは、それぞれ当該各号に掲げる部会の決議をもって審議の決議とする。

(1) 身体障害者の障害程度、医師の指定及び取消に関して諮問 審査部会

(2) 地域包括支援センター並びに地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの運営に関する諮問 あんしんケアセンター等運営部会

( 3 ) 児童の処遇に関して諮問 処遇検討部会

2 部会の招集、議事の定員数及び表決数については、審議会の例による。

( 小委員会 )

第 7 条 審議会は、必要に応じ、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 小委員会に小委員長を置き、小委員会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 小委員長は、その小委員会の事務を掌理する。

5 小委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

( 小委員会の議事 )

第 8 条 小委員長は、小委員会における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

2 小委員会の招集、議事の定員数及び表決数については、審議会の例による。

( 庶務 )

第 9 条 審議会の庶務は、保健福祉局保健福祉総務課において処理する。

( 委任 )

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 千葉市社会福祉審議会運営要綱 ( 平成 4 年 6 月 8 日施行 ) は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

6 千葉市社会福祉審議会 高齢者福祉・介護保険専門分科会委員名簿

(敬称略、50音順)

	職名等	氏名	備考
1	千葉県在宅サービス事業者協議会会長	畔 上 加代子	
2	千葉市民生委員児童委員協議会副会長	瓜 生 澄 江	
3	千葉市老人クラブ連合会会長	岸 岡 泰 則	
4	千葉市医師会副会長	斎 藤 博 明	
5	公募介護保険被保険者代表	佐 藤 真生子	
6	千葉市議会保健消防委員会委員長	白 鳥 誠	
7	公募介護保険被保険者代表	杉 山 明	
8	公募介護保険被保険者代表	世 良 義 和	
9	千葉市社会福祉協議会会長	高 梨 茂 樹	
10	千葉市介護支援専門員協議会会長	高 野 喜久雄	
11	千葉市老人福祉施設協議会顧問	武 村 和 夫	
12	弁護士	中 溝 明 子	
13	公募介護保険被保険者代表	永 井 由 美	
14	淑徳大学総合福祉学部准教授	西 尾 孝 司	
15	千葉市老人保健施設連絡協議会会長	平 山 登志夫	
16	認知症の人と家族の会千葉県支部副代表	広 岡 成 子	
17	千葉県看護協会常任理事	藤 澤 里 子	
18	千葉市歯科医師会会長	藤 本 俊 男	
19	千葉市薬剤師会会長	古 山 陽 一	
20	日本社会事業大学常務理事	松 崎 泰 子	

注： は会長、 は会長職務代理

## 7 用語解説（50音順）

### あ行

#### ICT機器

ICTとは、Information and Communication Technology の略で、情報や通信に関する技術の総称です。ICT機器にはパソコンや携帯電話などさまざまなものがありますが、緊急通報装置（ケアコール端末）もその一つです。

#### アセスメント

利用者を支援するために、利用者や家族、その他の関係者から情報を収集し、心身状態、生活環境などの状態を理解し、利用者が生活を継続していくうえで、どのような課題（ニーズ）があるのかを明らかにし分析することです。

#### あんしんケアセンター（地域包括支援センター）

高齢者やその家族に対する総合的な相談・支援や、介護予防事業のケアマネジメント、被保険者に対する虐待の防止やその早期発見等の権利擁護、支援困難ケースの対応などケアマネジャーへの支援等を行います。千葉市では、市内に12か所（各区に2か所）設置していますが、平成24年10月からの日常生活圏域の再設定に合わせて24か所に増設します。

#### あんしんケアセンター等運営部会

あんしんケアセンターの設置・運営・評価等に係る必要な事項及びセンターの公正・中立的な運営を図ることや、地域密着型サービスの指定、質の確保、運営、評価等を協議するため、社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会にあんしんケアセンター等運営部会を設置しています。

#### いきいきプラザ・いきいきセンター

いきいきプラザ（老人福祉センター）は、各区に1か所、計6か所設置しており、高齢者に関する各種の相談に応じるとともに、高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とした施設です。また、老人デイサービスセンターを併設している施設もあります。いきいきセンターは、市内に計9か所設置しており、高齢者の生きがい対策や健康づくり等のための地域の施設です。

#### 一次予防事業

すべての高齢者を対象とした、生活機能の維持又は向上を図るための事業です。介護予防に関する知識の普及及び啓発や、地域における自主的な介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援を目的とした地域介護予防活動支援事業などがあります。

#### NPO（民間非営利組織）

継続的・自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない民間団体のことをいいます。近年、我が国においても社会福祉や教育・文化・スポーツ、国際交流・協力など多様な分野の活動が広がっています。

## 嚥下（えんげ）障害

疾病や老化などの原因により、飲食物の咀嚼（そしゃく）や飲み込みが困難になる障害をいいます。

## か行

### 介護給付

被保険者が要介護状態の場合に受ける保険給付であり、以下のものがあります。

- 1．居宅サービスの利用（居宅介護サービス費・特例居宅介護サービス費・地域密着型介護サービス費・特例地域密着型介護サービス費）
- 2．特定福祉用具の購入費（居宅介護福祉用具購入費）
- 3．住宅改修費（居宅介護住宅改修費）
- 4．居宅介護支援の利用（居宅介護サービス計画費・特例居宅介護サービス計画費）
- 5．施設サービスの利用（施設介護サービス費・特例施設介護サービス費）
- 6．自己負担が高額な場合（高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費）
- 7．低所得者の施設利用の際に居住費や食費が一定の基準額を超える場合（特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費）

### 介護サービス計画（ケアプラン）

介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成する要介護者等に提供するサービス計画のことで、在宅サービスと施設サービスに関する2種類のケアプランがあります。在宅でのサービスを希望する場合は、居宅介護支援事業者（ケアプラン作成事業者）、あんしんケアセンターに作成を依頼するか、又は本人等が作成する必要があります。施設入所等のサービスを希望する場合は、その介護保険施設（特別養護老人ホームなど）が作成します。

### 介護支援専門員（ケアマネジャー）

要支援・要介護認定を受けた方などからの相談に応じ、心身の状況に対し適切なサービスが利用できるよう居宅介護サービス事業者や介護保険施設、市町村との連絡調整を行い、居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成を行います。また、介護保険施設においては、施設に入所又は、入院中の要介護者の施設介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。介護支援専門員は、社会福祉士、看護師、介護福祉士などで、一定の実務経験のある法定資格者が介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、かつ、都道府県知事が実施する研修の修了証明書の交付を受けた方です。

### 介護支援ボランティア

高齢者が高齢者施設などでボランティア活動を行った場合にポイントが得られ、たまったポイントに応じて換金などができる仕組みで、高齢者の社会参加を通じた介護予防などを目的としています。

平成19年度に介護保険法の地域支援事業の対象となったことから全国的に広がり、政令市では横浜市やさいたま市、県内では柏市や松戸市などで実施されています。

### 介護相談員派遣事業

千葉市が委嘱した介護相談員を介護保険施設などに派遣し、サービス利用者やその家族の相談に応じることで、不安などの解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介

護サービスの質の向上を図ることを目的とする事業です。関係団体からの推薦及び公募により選任された相談員が、基本的に2人1組で担当する事業所を毎月1回訪問しています。

#### 介護報酬

介護保険制度において、サービス提供者や介護保険施設が介護サービスを提供した場合に、その対価として支払われる報酬をいいます。医療保険における診療報酬に対応する語です。提供されるサービスごとに、サービス提供者の種類及び要介護度ごとに細分化されています。また、地域加算や提供するサービスの内容・時間帯による加算など、各種の加算があります。平成24年度は、介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向、介護事業者の経営状況、地域包括ケアの推進等を踏まえ、全国ベースでプラス1.2%の改定率となりました。

#### 介護保険施設

指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設をいいます。

#### 介護予防事業

地域支援事業に含まれる事業で、一次予防事業と二次予防事業があります。一次予防事業には、「シニア健康づくり教室」「介護予防普及啓発事業」などが、二次予防事業には、「元気アップ教室」、「ヘルスアップ運動教室」、「歯っぴー健口教室」などがあります。

#### 介護療養型医療施設（療養病床等）

急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする要介護者が入院する施設です。医療、看護、医学的管理のもとでの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練などを行います。なお、療養病床としては、介護保険に基づく介護療養病床（＝介護療養型医療施設）と医療保険に基づく医療療養病床がありますが、このうち、介護療養病床については、制度の廃止期限が平成29年度末まで延長されたことから、介護老人保健施設や医療療養病床等への転換を円滑に進める必要があります。

#### 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な要介護者が入所する施設です。食事、入浴、排せつなどの介護、その他日常生活上の世話や健康管理などを行います。

#### 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点を置いたケアが必要な要介護者が入所する施設です。医学的な管理のもとでの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

#### 感染症

インフルエンザや肺炎・結核など、ウイルス感染や細菌感染などにより引き起こされる病気をいいます。

#### 基本チェックリスト

運動器、口腔機能、栄養状態、閉じこもり、うつ、もの忘れ等の生活に関連する機能を評価し、二次予防事業対象者を把握するための25項目の質問です。

### キャラバンメイト

ボランティアとして、市町村や職域団体などと協同で、地域住民、学校、職域等を対象とした認知症に関する学習会「認知症サポーター養成講座」を開き、講師役となって認知症サポーターの育成を行う方のことです。

### 居宅介護支援事業者（ケアプラン作成事業者）

介護支援専門員（ケアマネジャー）を配置し、居宅における介護サービス計画（ケアプラン）を作成する事業者のことです。

### 居宅サービス、介護予防サービス

居宅サービスは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売をいいます。

介護予防サービスは、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売をいいます。

### 居宅療養管理指導

居宅要介護者等について、医師、歯科医師、薬剤師などにより、その者の居宅を訪問して行われる療養上の管理及び指導をいいます。

### ケアマネジメント

要介護者及び要支援者のサービス利用者に対し、保健・医療・福祉サービスを総合的に提供するための連携・調整などの一連の活動のことです。介護保険制度では、ケアマネジメントシステムとして、要介護認定の後、介護支援専門員（ケアマネジャー）による課題分析やサービス計画（ケアプラン）作成、サービスの提供、継続的な管理（モニタリング）、再評価を行うことを指します。

### 軽費老人ホーム

家庭環境、住宅事情などの理由により、居宅において生活することが困難な方を入所させ、日常生活上必要な便宜を低額な料金で提供する施設です。軽費老人ホームには、食事の提供や日常生活上必要な便宜を提供する「A型」と、自炊が原則の「B型」、高齢者が自炊のできない程度の身体機能（車椅子利用の生活）になっても自立した生活が送れるように配慮した「ケアハウス」があります。

### 権利擁護

高齢者が虐待を受けたり、認知症により生活に困難を抱えた場合などに、問題を抱えたままの生活が続かないように、適切な福祉サービスにつなげたり、成年後見制度の申立などにより、専門的・継続的な支援を行うことです。相談は、あんしんケアセンター等で行います。

### 高額介護サービス費、高額介護予防サービス費

要介護者等が居宅サービスや施設サービスを利用して保険給付を受け、支払った自己負担額が一定の基準額を超えた場合に、要介護者については高額介護サービス費が、また、要支援者については高額介護予防サービス費が支給されます。超えた分が払い戻されることにより負担が一定額を上回らないよう自己負担額の軽減が図られます。

### 高額医療合算介護サービス費、高額医療合算介護予防サービス費

医療及び介護の両制度における高額療養費及び高額介護サービス費の制度を適用したうえで自己負担額の合計額が著しく高額となった場合、低所得者の負担が過重とならないよう、所得に応じて上限額を設定し、それを超えて自己負担した利用料を申請により払い戻す制度であり、要介護者には高額医療合算介護サービス費として、要支援者には高額医療合算介護予防サービス費として支給されます。

### 口腔ケア

口をきれいにしむし歯や歯周病、その他の口の病気を予防し、口の健康を保持増進することです。口腔のケアは、ひいては全身疾患を予防し健康を保持増進することにつながります。

### 高齢者の尊厳

高齢者は、年齢、性、家系、人種的な背景、障害、あるいは他の状態に関係なく公平に扱われ、また経済的な貢献に関係なく尊重されるべきであることをいいます。

### 高齢者虐待

平成18年4月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」では、「高齢者虐待」を養護者による高齢者虐待、養介護施設従事者等による高齢者虐待と定義していますが、虐待内容としては次のように定めています。

- 1．身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- 2．衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等養護を著しく怠ること
- 3．著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- 4．わいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
- 5．当該高齢者の財産を不当に処分すること、当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

### 骨粗しょう症

骨量の減少により骨折しやすい状態となる病気で、高齢者や特に女性に多く見られます。

## さ

### 在宅医療支援病床（青葉病院）

在宅療養患者の支援として、青葉病院に登録しているかかりつけ医及び在宅患者に対して、容態の急な変化により、入院等が必要な時のために8床（平成24年度現在）の病床を確保しています。

### 歯周病

歯肉炎と歯周炎の2つを合わせて、歯周病といいます。歯肉炎は歯ぐきに炎症がある状態で、歯ぐきが赤くはれたり、出血しやすくなります。歯肉炎が進行すると歯周炎になり、歯と歯ぐきの間に「歯周ポケット」という隙間ができ、さらに進むと「歯槽骨」が溶けてきます。歯周炎が重症化すると、化膿したり口臭がひどくなったり、歯がぐらぐらしてきます。放置すると、最後には歯が抜けてしまいます。

### 施設サービス

介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスをいいます。

### 生涯学習

一人ひとりの暮らしを良くしたり、仕事の能力を身につけたり、豊かな人生を歩むことをめざして、スポーツ活動、文化活動、趣味・レクリエーション活動、ボランティア活動など自分にあったやり方を選びながら、生涯を通じて行う学習です。学校や家庭での学習も生涯学習です。

### 小規模多機能型居宅介護

自宅から通うことを中心に、必要に応じてヘルパーの訪問を受けたり、短期間泊まったりして介護を受ける多機能なサービスです。

### 食育

さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることを食育といいます。

### 自立支援

高齢者が自らの有する能力を最大限いかし、自らが望む環境で、人生を尊厳を持って過ごすことができるよう、多少身体などが不自由になってもその人なりの生活の仕方を続けていけるように支援することです。

### シルバー人材センター

「高齢者雇用安定法（高齢者等の雇用の安定等に関する法律）」を根拠法とし、都道府県知事の認可を受け、市町村（特別区を含む）の区域ごとに設立された公益法人です。主な事業としては、臨時かつ短期的な就業の確保と提供、臨時かつ短期的な雇用による就業を希望する高齢者のために無料の職業紹介又は一般労働者派遣、高齢者に対し、臨時かつ短期的就業に必要な知識・技能の講習を行っており、これらを通じて高齢者の生きがいの充実及び社会参加の促進を図っています。定年退職などで職業生活から引退課程にあるか、又は引退後の、健康で働く意欲と能力がある原則として60歳以上の高齢者で、シルバー人材センターの趣旨に賛同し会費を納入すれば誰でも会員として参加することができます。

### シルバーハウジング

シルバーハウジングとは、高齢者が地域の中で自立し安全かつ快適な生活を続けられるよう、その住宅生活を支援するために必要な保健・医療、福祉サービスが一体的に整備された国土交通省が推進している公営賃貸住宅です。バリアフリー、緊急通報システム等の

高齢者に配慮された住宅設備と生活援助員（ライフサポートアドバイザー）が配置されているのが特徴です。

#### 生活援助員（ライフサポートアドバイザー）

シルバーハウジングなどに居住している高齢者に対し、必要に応じ、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応などのサービスを支援する人のことです。

#### 生活支援ハウス

常時介護を必要としないひとり暮らし、夫婦のみの世帯で、独立して生活するのに不安を抱える高齢者が安心して健康で明るい生活ができるよう支援するとともに、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とした施設で、生活援助員が常駐し、緊急時の対応にあたりるとともに、介護支援・居住・地域交流の機能を持つ施設です。

#### 生活習慣病

心臓病・高血圧症・糖尿病・癌・脂質異常症など、不適切な食事、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣に起因すると考えられる病気のことです。

#### 成年後見制度

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等で、主として意思能力が十分でない人を対象として、その人の財産がその人の意思に即して保全活用され、また、日常生活の場面において、主体性がよりよく実現されるよう、財産管理や日常生活での援助をする制度です。後見類型（判断能力を欠く）、保佐類型（判断能力が著しく不十分）、補助類型（判断能力が不十分）の3類型があります。また、家庭裁判所の審判に基づく法定後見制度と、後见人等と被後见人等との契約に基づく任意後見制度に区分されます。

## た

#### 団塊の世代

第二次世界大戦直後の日本において昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）にかけての第一次ベビーブームで生まれた世代のことをいいます。

#### 地域支援事業

二次予防事業対象者の方などに対する「介護予防事業」、あんしんケアセンターが行う総合相談支援業務や権利擁護業務などの「包括的支援事業」及び市町村が事業を選択して実施する「任意事業」の3つの事業の総称です。

#### 地域資源

地域福祉資源のことをいい、地域に根ざした福祉活動をする、組織、団体、施設などの総称です。具体的には、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア団体、老人クラブ、町内自治会、保健（福祉）センター、地域包括支援センター、その他医療機関、福祉施設などです。

#### 地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス

地域密着型サービスは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、及び複合型サービスをいいます。

地域密着型介護予防サービスは、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護をいいます。

#### 地域密着型特定施設入居者生活介護

要介護者だけが入居する有料老人ホームなどのうち、定員 29 人以下の施設において、日常生活上の支援や介護などを行いません。

#### 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設において、食事、入浴、排せつなどの介護、その他の日常生活上の世話や健康管理などを行います。

#### 千葉市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会

高齢者福祉及び介護保険事業の運営に関する協議を行うための、市民公募委員（被保険者代表）、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、サービス事業者などで構成する専門分科会です。

#### 調整交付金

市町村間の介護保険の財政力の格差を調整するために国が交付するもので、国が負担する給付費の 25%（施設給付費は 20%）のうち 5%が、第 1 号被保険者の年齢階級別分布状況、所得分布状況等を考慮し、調整して配分されます。

#### 電磁調理器

火の代わりに磁力線を利用し、鍋自体を発熱させる加熱器具です。渦電流により鍋を加熱させるため、鍋は磁性体の金属製又は電磁調理器対応製品に限られます。鍋自体が加熱されるので熱効率に優れており、空鍋を感知して運転を停止し、鍋底の異常温度を感知して運転を停止する、スイッチの切り忘れを検知して電源スイッチを切るなどの機能があります。

#### 特定健康診査、特定保健指導

糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病が増えています。これらは、食生活の見直し、適度な運動などで予防できることがわかってきています。このような背景のもと、平成 18 年の医療制度改革において、平成 20 年 4 月から、健康保険組合、国民健康保険などの医療保険者に対して実施が義務付けられたもので、40 歳以上の加入者を対象としたメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施します。

#### （介護専用型特定施設における）特定施設入居者生活介護

入居者が要介護者及びその配偶者等に限られる有料老人ホームやケアハウス等（介護専用型特定施設）において、その施設が提供する入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常

生活上の世話及び機能訓練、療養上の世話をいいます。

#### 特定入所者介護サービス費、特定入所者支援サービス費

低所得者が施設サービス、短期入所サービスを受けたとき、食事の提供に要した費用、居住又は滞在に要した費用について、一定の基準額を超えた場合に、要介護者については特定入所者介護サービス費が、また、要支援者については特定入所者支援サービス費が支給されます。

## な行

### 二次予防事業

地域支援事業に含まれる事業で、二次予防事業対象者の方を対象に行います。通所型事業と訪問型事業があり、前者には「介護予防教室」、「口腔ケア」、「高齢者運動機能向上教室」などが、後者には「訪問指導」や「配食サービス（食の自立支援）」などがあります。

### 二次予防事業対象者

基本チェックリストにより、要支援状態又は要介護状態になるおそれが高いと判定された高齢者です。

### 認知症高齢者

認知症高齢者とは、一旦正常に発達した知能が後天的な脳の器質の障害などにより持続的に低下している状態の高齢者のことをいいます。具体的には、最近のことが覚えられない記憶の障害や、日常生活の判断や、被害妄想などの判断障害が起きます。

### 認知症対応型共同生活介護（高齢者グループホーム）

認知症の方が共同生活する高齢者グループホームにおいて、家庭的な雰囲気の中で、食事、入浴、排せつなどの介護や機能訓練を行います。

### 認知症対応型通所介護

認知症の方を対象に、デイサービスセンターなどで、入浴、食事の提供や機能訓練などを日帰りで行います。

## は行

### 徘徊高齢者SOSネットワーク

認知症を伴う高齢者が徘徊により所在不明となった場合に、高齢者の情報を市及び市内5警察署にファクシミリで送付することで、早期発見・保護を目的としたシステムです。

### バリアフリー

障害者、高齢者などすべての人がまちの中で自由に行き来し、社会のあらゆる分野で参加できるように、人の移動や参加を妨げているさまざまな障壁（バリア）をなくしていくことです。また、近年では、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの方が使いやすいようにと、ユニバーサルデザインという考え方が広まってきており、交通機関、建築物、日常生活用品等に生かされています。

### プライマリ・ケア

住民の健康、疾病に対し総合的・継続的に対応する、最も身近な医療をプライマリ・ケア（かかりつけ医）とといいます。

### 保険給付

介護保険法による保険給付には、以下の3つがあります。

- 1．被保険者の要介護状態に関する介護給付
- 2．被保険者の要支援状態に関する予防給付
- 3．要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資する保険給付として条例で定める市町村特別給付

### 保健師

保健師助産師看護師法に規定される専門職です。個人や集団に対して、健康の保持増進のための指導、疾病予防の指導、健康相談、健康教育など広く地域住民の公衆衛生に必要な保健指導を行います。

### ボランティアコーディネーター

ボランティアセンターや施設・企業・学校などのボランティア活動推進団体や機関で「ボランティア活動をしたい」という人と、「ボランティアを必要としている」人に双方の希望に合った活動を紹介したり、相談や助言、情報提供、講座・研修などの開催、ボランティア団体への支援など、ボランティア活動を行う人々が活動しやすい環境の整備などを行う専門職です。

## ま行

### メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）

内臓脂肪型肥満によって、高血圧症、脂質異常症、糖尿病などの病気が引き起こされやすくなった状態です。

## や行

### 夜間対応型訪問介護

ホームヘルパーなどが夜間、定期的に巡回したり、通報を受けて自宅を訪問し、入浴、食事などの介護を行います。

### 有酸素運動

筋力を強くする激しい運動（無酸素運動）に対し、肺から取り込んだ酸素の供給により、体内の脂肪を燃やす低負荷で長時間行う運動のことです。代表的なものは、ウォーキング、ジョギング、サイクリング、水中運動などで、運動の強さは自分の能力の5割程度、つまり軽く汗ばむ程度がよいとされています。

### 有料老人ホーム

高齢者が入居し、介護や食事の提供などの日常生活上必要なサービスを受けて生活する施設です。有料老人ホームの類型には、介護型有料老人ホーム、健全型有料老人ホーム

ム、 住宅型有料老人ホームがあります。なお、介護サービスを提供している場合、それが一定の要件に該当すれば、「特定施設入所者生活介護」として、保険給付の対象になります。

#### 要援護高齢者

ねたきり高齢者、認知症高齢者、疾病などにより心身が虚弱な高齢者など身体又は精神上の障害があって日常生活を営むに支障がある高齢者の方です。

#### 要介護状態

身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、一定の期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて定められる区分（要介護1から要介護5までの5区分）のいずれかに該当する方をいいます。

#### 要支援状態

身体上もしくは精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部もしくは一部について一定の期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減もしくは悪化防止に特に資する支援を要すると見込まれ、又は身体上もしくは精神上の障害があるために一定の期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、支援の必要の程度に応じて定められる区分（要支援1、要支援2の2区分）のいずれかに該当する方をいいます。

#### 要介護認定

介護保険で被保険者が保険給付を受けるにあたって、給付の対象となる要介護状態かどうかを判定する手続きです。具体的には、被保険者の申請に基づき、介護認定調査員が調査し、その結果と主治医の意見書などを踏まえ、介護認定審査会で判定を行い、この判定結果に基づき市町村が行う認定のことです。

#### 予防給付

被保険者が要支援状態の場合に受ける保険給付であり、以下のものがあります。介護給付と比べると、施設サービスが給付対象とならない点で異なります。

- 1．介護予防居宅サービスの利用（介護予防サービス費・特例介護予防サービス費・地域密着型介護予防サービス費・特例地域密着型介護予防サービス費）
- 2．特定介護予防福祉用具の購入費（介護予防福祉用具購入費）
- 3．介護予防住宅改修費（介護予防住宅改修費）
- 4．介護予防支援の利用（介護予防サービス計画費・特例介護予防サービス計画費）
- 5．自己負担が高額な場合（高額介護予防サービス費・高額医療合算介護予防サービス費）
- 6．低所得者の施設利用の際に、居住費や食費が一定の基準額を超える場合（特定入所者介護予防サービス費、特例特定入所者介護予防サービス費）

#### 予防重視型システム

平成18年4月の介護保険制度改革では予防重視型システムとして、できる限り要支援・要介護状態にならない、あるいは、重度化しないよう「介護予防」を重視したシステムの

確立を図りました。これにより新予防給付と地域支援事業（介護予防事業）が創設されました。

## ら行

### ライフスタイル

家族や個人の暮らし方、生活様式のことです。特に、趣味・交際などを含めた、その人の個性を表すような生き方をいいます。

### ライフステージ

人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階をいいます。

### ライフライン事業者

ライフラインとは、上下水道、電力、ガス、電気通信など、日常生活に不可欠な線や管で結ばれたシステムの総称をいいます。ライフライン事業者とは、こうしたサービスを提供する事業者のことです。

### リハビリテーション

疾病や障害によって失われた生活機能の回復を図るため、機能障害、能力障害、社会的不利への治療プログラムによって、人間的復権をめざす専門的技術及び体系のことをいいます。リハビリテーションには、医学的、心理的、職業的、社会的分野などがありますが、生活機能障害を持った人の人間的復権を図るためには、それら諸技術の総合的推進が大切です。

### 老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた方や、大正5年4月1日以前に生まれた方が、納めた期間によって受けている年金です。

---

千葉市高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）

～ 高齢者が心豊かに暮らせる長寿社会を創る～

発行 平成 24 年 3 月

企画・編集 千葉市 保健福祉局 高齢障害部 高齢福祉課  
〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号

電 話 043-245-5171

F A X 043-245-5548

E-mail [korei.HWS@city.chiba.lg.jp](mailto:korei.HWS@city.chiba.lg.jp)

---